

令和元年11月29日
お茶の水女子大学

教員の懲戒処分について

このたび、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分発令日 令和元年11月15日

2. 被処分者 本学附属中学校教諭

3. 処分の内容 停職（1月）

4. 処分の概要

被処分者は、令和元年9月12日、生徒2人を蹴るなどの暴行を行い、負傷させるに至った。経緯は以下のとおりである。

事件当日、附属中学校では生徒祭の準備を行っていたが、被処分者が被害生徒とは別の生徒の指導を行った際に、それを見ていた当該被害生徒2人の様子に腹を立て、2人を蹴るなどの暴行を行った。1人には肋骨にひびが入る怪我を負わせ、もう1人には打撲症及び擦過傷を負わせるに至った。

被処分者の行為は、国立大学法人お茶の水女子大学職員就業規則第36条第5項に定める「本学の名誉若しくは信用を著しく傷つけたとき」及び第8号に定める「その他この規則に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があったとき」に該当し、同規則第35条第3号に定める停職1月の懲戒処分としたものである。

5. 公表について

本件について、9月20日付で国立大学法人お茶の水女子大学職員の懲戒に関する規程（以下、「懲戒規程」という。）第4条第1項第2号の規定により懲戒審査委員会を設置して審査を行い、11月15日に処分書の交付を行った。その後、11月25日に就業規則等に定める被処分者からの始末書の提出を受け、また不服申立ての意思がない旨の確認が取れたため、処分が確定したものとして公表を行った。

6. 再発防止について

本学の教諭がこのような事案を起こしたことは、大学として誠に遺憾であり、これまでに以上に附属学校園の全教員に対し、生徒指導に関する研修を実施する等、再発防止に取り組むとともに、大学全体としてもコンプライアンスの遵守に努めて参りたい。